

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;"><b>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2690号 <u>最終改正 令和4年4月1日付け3農振第3027号</u></p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 採択要件 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 担い手への集団化等 （1）（略） （2）事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（<u>事業施行地域内農用地</u>に占める担い手の経営等農用地面積の割合）及び担い手の農地集約化率（<u>事業施行地域内農用地</u>に占める担い手の集約化面積の割合）がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、別紙1第5の1に定める要件を全て満たす場合は、この限りでない。</p> <p>5 （略）</p> <p>第5～第8 （略）</p> <p>第9 その他 1～3 （略）</p> <p><u>4 第3及び別紙1から別紙3までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。</u></p> <p>別添様式1・2 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領</b></p> <p style="text-align: center;">制定 平成30年3月30日付け29農振第2690号 <u>最終改正 令和3年4月1日付け2農振第3744号</u></p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 採択要件 （略）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 担い手への集団化等 （1）（略） （2）事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（<u>事業施工地域内農用地</u>に占める担い手の経営等農用地面積の割合）及び担い手の農地集約化率（<u>事業施工地域内農用地</u>に占める担い手の集約化面積の割合）がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。ただし、別紙1第5の1に定める要件を全て満たす場合は、この限りでない。</p> <p>5 （略）</p> <p>第5～第8 （略）</p> <p>第9 その他 1～3 （略） （新設）</p> <p>別添様式1・2 （略）</p>

附 則  
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

改 正 後	現 行
<p>別紙 1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 趣旨  <u>要綱第 2 の 1 の</u> 農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。</p> <p>第 2 定義              (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。              (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して <u>基盤法</u> 第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（<u>基盤法</u> 第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第 3 事業の内容              別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業              (1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。              ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（<u>基盤法</u> 第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。<u>以下同じ。</u>）の農用地の集積に資す</p>	<p>別紙 1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 趣旨              農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。</p> <p>第 2 定義              (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。              (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して <u>基盤強化法</u> 第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（<u>農業経営基盤強化促進法</u> 第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>第 3 事業の内容              別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。</p> <p>1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業              (1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。              ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なものうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（<u>農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）</u> 第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）を</p>

るものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 農業経営高度化支援事業

(1) 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う、農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

(2) 指導事業は、農業生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度（以下「目標年度」という。）まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後においては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3)～(6) (略)

(7) 水田貯留機能向上支援事業（別表の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。

ア 本事業の啓発普及

イ 本事業の実施状況の確認及び報告

ウ 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整

エ 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導

オ 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修

カ 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動

キ その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動

(8) 水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。

ア 関係農家の意向調査活動

イ 水利用・土地利用・作付調整活動

いう。）の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

(2)・(3) (略)

2 (略)

3 農業経営高度化支援事業

(1) 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア～ウ (略)

エ 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）及び特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。）をいう。以下同じ。）が行う、農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

(2) 指導事業は、農業生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。）の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度（以下「目標年度」という。）まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後においては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3)～(6) (略)

(新設)

(新設)



は市町村

5. 農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上推進事業 都道府県、市町村又は土地改良区

第5 採択要件

- 1 (略)
- 2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。  
ア・イ (略)
  - (2) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。  
ア・イ (略)
- 3 要領第4の2の(2)に掲げるまとまりを有する農用地の面積について、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局等の意見を聴いた上で、要領第4の2の(2)に掲げる面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

4. 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、第6の6に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の50パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。

(1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下水第19号・国水下水流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年

る事業 都道府県又は市町村  
(新設)

第5 採択要件

- 1 (略)
- 2 要領第4の5の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。
  - (1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。  
ア・イ (略)
  - (2) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。  
ア・イ (略)
- 3 要領第4の2の(2)に掲げるまとまりを有する農用地の面積について、都道府県知事は、あらかじめ各地方農政局等の意見を聴いた上で、要領第4の2の(2)に掲げる面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。

(新設)

10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水事第38号・国水下水第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知

- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

#### 第6 計画の作成

- 1 都道府県知事は、整備計画の作成に当たっては、次の事項を記載するものとする。なお、要領本文第4の4の(2)に掲げる、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上する地区については別記様式第1-1号により、おおむね50パーセントポイント以上向上しない地区については別記様式第1-2号により作成するものとする。

(1)～(9) (略)

2・3 (略)

- 4 都道府県知事は、1の(8)の推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。なお、集落における話し合い等において、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。

5 (略)

#### 6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、農地整備事業において、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、実施地区ごとに別記様式第4号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 (略)

#### 第6 計画の作成

- 1 都道府県知事は、整備計画の作成に当たっては、次の事項を記載するものとする。なお、要領本文第4の4の(2)に掲げる、担い手への農用地の集積率及び集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上する地区については別記様式第1-1号により、おおむねパーセント50ポイント以上向上しない地区については別記様式第1-2号により作成するものとする。

(1)～(9) (略)

2・3 (略)

- 4 都道府県知事は、1の(8)の推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。

5 (略)

(新設)

第7 (略)

第8 事業の達成状況報告

1～3 (略)

4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、農業生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

5 4の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、対策の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第9 助成

1～3 (略)

4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

6・7 (略)

8 水田貯留機能向上推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長通知。）別紙5別表2（以下「競争力要領別紙5別表2」という。）に規定された次の助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

(1) 畦畔の整備にあっては、競争力要領別紙5別表2(9)イに規定す

第8 事業の達成状況報告

1～3 (略)

(新設)

(新設)

第9 助成

1～3 (略)

4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

6・7 (略)

(新設)

(新設)

る単価とする。  
(2) 排水口の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2(9)ウに規定する単価とする。  
(3) 排水路の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2(9)アに規定する単価とする。  
(4) 暗渠排水にあつては、競争力要領別紙5別表2(5)に規定する単価とする。  
(5) 湧水処理にあつては、競争力要領別紙5別表2(6)に規定する単価とする。  
(6) 特認事業にあつては、競争力要領別紙5別表2(9)エに規定する単価とする。

第10 (略)

別記 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
1 農業生産基盤整備事業	<u>(1) 農業用排水施設整備事業</u>	<u>農業用排水施設の新設、廃止又は変更</u>	
	<u>(2) 農道整備事業</u>	<u>農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更</u>	
	<u>(3) (略)</u>	(略)	
	<u>(4) (略)</u>	(略)	
	<u>(5) 暗渠排水事業</u>	<u>農地につき行う暗渠の新設若しくは変更又は心土破碎工</u>	
	<u>(6) 客土事業</u>	<u>農地につき行う客土(混層耕を含む。)又はこれ</u>	

第10 (略)

別記 (略)

別表

区分	事業種類	事業内容	備考
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	<u>(1) (略)</u>	(略)	
	<u>(2) (略)</u>	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	



○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農村振興局長通知）別紙 1 一部改正新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

変更報告書	変更報告書
農林水産省〇〇農政局 殿 〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕	農林水産省〇〇農政局 殿 〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕
<u>都道府県知事名</u>	<u>都道府県知事名 印</u>
(略)	(略)
別記様式第 3 号	別記様式第 3 号
番 号 年 月 日	番 号 年 月 日
農林水産省〇〇農政局 殿 〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕	農林水産省〇〇農政局 殿 〔北海道にあつては、北海道開発局長經由農林水産省農村振興局長〕 〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕
<u>都道府県知事名</u>	<u>都道府県知事名 印</u>
(略)	(略)

別記様式第4号

番 号  
年 月 日

(新設)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

●●地区における水田貯留機能向上計画

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知）別紙1第6の6の規定に基づき、下記のとおり水田貯留機能向上計画を策定しましたので報告します。

記

1 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図（別添）

2 水田貯留機能向上計画の内容

(1) 一体的に実施する生産基盤整備事業等の地区名（事業名）

(2) 水田貯留機能の向上のための取組・整備内容

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知）別紙1 一部改正新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

3 水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の実施体制

4 水田貯留機能向上の取組の実施面積

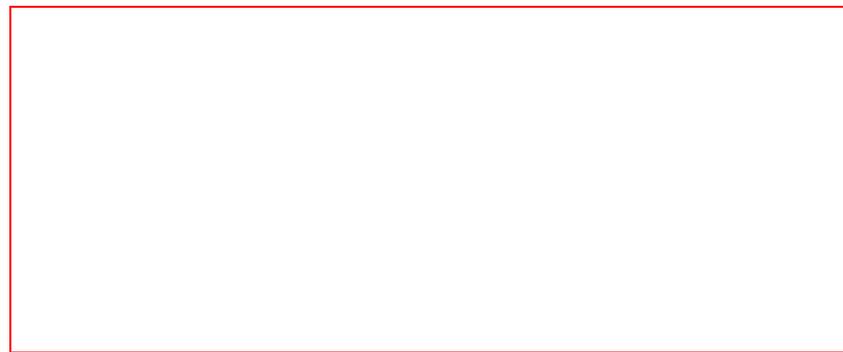
事業実施 主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)		地区外の取組面積 (ha)	
		現況	目標年度 (令和○年度)	現況	目標年度 (令和○年度)

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農村振興局長通知）別紙 1 一部改正新旧対照表  
(下線部分は改正部分)

(別添)

水田の雨水貯留機能の向上を推進する活動の対象区域図

生産基盤整備事業等の地区名（事業名）：



別記様式第5号

(新設)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

事業実施主体名

水田貯留機能向上計画達成状況報告書

農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知)別紙1第9の3の規定に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告します。

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事 内容	備考

(2) 水田貯留機能向上推進事業、水田貯留機能向上支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	実施内容等	総事業費 (千円)	備考

注1:「事業名」は、別紙1の別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注2:「活動内容等」は、実施時期及び実施内容を具体的に記入する。

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農村振興局長通知）別紙 1 一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

**2 水田貯留機能向上に向けた取組状況の報告**

事業実施主体名	生産基盤整備 事業等の 地区面積 (ha)	地区内の取組面積 (ha)			地区外の取組面積 (ha)		
		実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)	実施前	目標年度 (令和〇年)	〇〇年度まで (割合%)
			<u>( )</u>	<u>( )</u>		<u>( )</u>	<u>( )</u>
			<u>( )</u>	<u>( )</u>		<u>( )</u>	<u>( )</u>
			<u>( )</u>	<u>( )</u>		<u>( )</u>	<u>( )</u>

( ) : 取組の目標年度、地区における取組面積割合を記載

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知）別紙2 一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）                      第1・第2（略）                      第3 事業の対象地区                      1（略）                      2 経営体育成促進換地等調整事業                      経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の <u>4の(15)</u> の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p> <p>第4 事業実施主体  <u>事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認めるものとする。</u></p> <p>第5 実施時期                      1 実施計画策定事業                      実施計画の策定期間は、<u>次の（1）又は（2）のとおりとする。</u>  <u>（1）実施計画の策定期間は、2年以内とする。</u>  <u>（2）中山間地域（別紙1第2の2に規定する中山間地域をいう。）、水田農業高収益化計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官通知）に基づいて都道府県が策定した計画をいう。）の策定地域又は輸出事業計画（輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づいて認定された輸出事業計画をいう。）策定地域に位置する地区の場合にあつては、4年以内とする。</u>                      2（略）</p>	<p>別紙2（実施計画等策定事業に係る運用）                      第1・第2（略）                      第3 事業の対象地区                      1（略）                      2 経営体育成促進換地等調整事業                      経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が確実に行われる予定の地区（当該事業の施行に係る地域を数区に分ける場合にあつては、当該区を含む。）であつて、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、調整要領の <u>4の(14)</u> の業務については、当該農地整備事業等を実施中の地区とする。</p> <p>第4 事業実施主体  <u>1 実施計画策定事業</u>  <u>都道府県</u>  <u>2 経営体育成促進換地等調整事業</u>  <u>土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、農業協同組合その他知事が適当と認める</u></p> <p>第5 実施時期                      1 実施計画策定事業                      実施計画の策定期間は、<u>2年以内とする。</u>                      （新設）                      （新設）                      2（略）</p>

第 6 事業の申請等

1～3 (略)

4 都道府県知事は、第 2 の事業の実施後に農地整備事業から別の事業の実施を行おうとする場合又は農地整備事業の実施を行わない場合は、地方農政局長等に協議するものとする。

第 7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第 8 の経費とは、別記に掲げる費用とする。

第 8 (略)

別記

1～5 (略)

6 貸金

別記様式第 1 号

(略)

(別添 2)

実施計画策定地区概要書

(略)						
調査項目及び調査費	(略)					事業計画構想
	<u>2年度</u>					
	<u>3年度</u>					
	<u>4年度</u>					
	合計					

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合は それぞれの年度欄 にそれぞれの調査項目を記載する。  
 2 第 5 の 1 (2) によって本事業を中山間地域、水田農業高収益化

第 6 事業の申請等

1～3 (略)

(新設)

第 7 助成

実施計画等策定事業に係る要綱第 8 の経費とは、実施計画策定事業に要する別記に掲げる費用及び経営体育成促進換地等調整事業に要する費用とする。

第 8 (略)

別記

1～5 (略)

(新設)

別記様式第 1 号

(略)

(別添 2)

実施計画策定地区概要書

(略)						
調査項目及び調査費	(略)					事業計画構想
	<u>2年度</u>					
	合計					

- (注) 1 本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2ヵ年にわたって実施する場合は 「1年度」欄及び「2年度」欄 にそれぞれの調査項目を記載する。  
 2 2ヵ年にわたって実施する場合は、担い手への農地利用集積率が

- 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2690号農村振興局長通知）別紙2 一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

計画の策定地域又は輸出事業計画の策定地域に位置する地区において実施する場合は、そのことが確認できる資料を添付すること。

3・4 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調査書

都道府県名	地区名	所在地	事業対象面積	実施年度	実施機関名	土地改良換地士の有無	実施計画着手年度	業務項目						
								1年度	2年度	3年度	4年度			
			ha											
換地を伴う農地整備事業等の内容(予定)														
事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主氏名	事業名	備考							
			ha											

(注) 1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、複数年にわたって実施する場合はそれぞれの年度の欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

別記様式第2号 (略)

確認できる資料（人・農地プラン等）を添付すること。

3・4 (略)

(別添3)

経営体育成促進換地等調整調査書

都道府県名	地区名	所在地	経営体育成促進換地等調整対象面積	実施年度	実施機関名	左のスタッフの換地士資格の有無	業務内容		換地を伴う農地整備事業等の内容(予定)						備考		
							1年度	2年度	事業計画樹立年度	着工	完工	地区面積	関係農家数	事業主氏名		事業名	
			ha														

(注) 1 「業務内容」欄には、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改B第677号農林水産省構造改善局長通知）4の業務項目の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1年度」欄に、2ヵ年にわたって実施する場合は「1年度」及び「2年度」欄にそれぞれ記載する。

2 (略)

別記様式第2号 (略)

○ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2690 号農村振興局長通知）別紙 3 一部改正新旧対照表  
 (下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別紙 3（農村環境計画策定事業に係る運用） 第 1～第 11（略）  別記（略）  別記様式第 1 号・別表（略）  別記様式第 2 号 <div style="text-align: right;">番 号 年 月 日</div> 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長  <div style="text-align: right;"><u>都道府県知事名</u></div> (略)  別記様式第 3 号 <div style="text-align: right;">番 号 年 月 日</div> 都道府県知事 殿  <div style="text-align: right;"><u>市町村長名</u></div> (略)  別記様式第 4 号（略）	別紙 3（農村環境計画策定事業に係る運用） 第 1～第 11（略）  別記（略）  別記様式第 1 号・別表（略）  別記様式第 2 号 <div style="text-align: right;">番 号 年 月 日</div> 農林水産省農村振興局長 地方農政局長 殿 内閣府沖縄総合事務局長  <div style="text-align: right;"><u>都道府県知事名 印</u></div> (略)  別記様式第 3 号 <div style="text-align: right;">番 号 年 月 日</div> 都道府県知事 殿  <div style="text-align: right;"><u>市町村長名 印</u></div> (略)  別記様式第 4 号（略）